

津市市政アンケート調査実施要綱

平成20年5月20日訓第44号

改正 平成24年3月31日訓第28号

平成28年1月29日訓第1号

令和4年2月7日訓第2号

令和5年2月13日訓第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市政に対する住民の意識、志向等を調査し、市政運営の参考とするため、市政アンケート調査（以下「調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の実施)

第2条 調査は、平成20年度を初年度とした隔年度ごとに1回ずつ行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(調査の対象者)

第3条 調査の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、18歳以上のもののうちから無作為に抽出したおおむね3,000人とする。

(調査の方法)

第4条 調査の方法は、郵送による方法とする。ただし、調査の内容により郵送による調査が困難であると認められる場合は、調査の方法を変更することができる。

(調査内容等)

第5条 調査の内容は、市政全般とし、施策の重要度等により決定するものとする。

2 調査の設問数は、おおむね30問とする。

(調査票の作成)

第6条 地域連携課長は、調査を実施しようとするときは、あらかじめ各課長等に通知するものとする。

2 各課長等は、前項の規定による通知があった場合において、調査を希望する項目があるときは、調査依頼書（別記様式）を作成し、地域連携課長に提

出しなければならない。

3 地域連携課長は、各課長等から提出された調査依頼書に記載された設問について、関係課長等と調整の上、調査票を作成するものとする。

(調査票の発送等)

第7条 調査票の発送及び回収並びに回収した調査票の集計及び分析は、市民部地域連携課において行うものとする。

(調査結果)

第8条 地域連携課長は、集計及び分析された調査結果（以下「調査結果」という。）の報告書を作成するものとする。

2 調査結果は、本市の広報紙及びホームページへの掲載、報道機関等への情報提供等により広く住民等に周知するものとする。

(個人情報の適正管理)

第9条 調査を実施するに当たり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）の規定に基づき、厳重かつ適正に管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日訓第28号）

この訓中第6条、第7条、第8条第1項及び別記様式の改正規定は平成24年4月1日から、その他の改正規定は同年7月9日から施行する。

附 則（平成28年1月29日訓第1号）

この訓は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（令和4年2月7日訓第2号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月13日訓第5号）

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

調 査 依 頼 書

年 月 日

（宛先）地域連携課長

課 名

所 属 長

担当者氏名

市政アンケートの調査項目について、次のとおり依頼します。

項目

設問

設問の目的又は理由